

市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに
保育所整備 P F I 事業

募 集 要 項

平成 1 4 年 7 月 4 日

市川市

市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業 募集要項

市川市（以下「市」という。）は、市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業（以下「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年 法律第117号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施する。

応募者は、本事業を実施するにあたって市が定めた「市川市立第七中学校校舎建設等事業の提案募集にあたっての条件」（以下「提案募集にあたっての条件」という。）を遵守し、事業提案書類の提出をもって、本「募集要項」及び「募集要項」の添付書類の記載内容を承諾したものとみなす。

本「募集要項」に添付する要求水準書、要求水準書様式集、要求水準書参考資料集、条件規定書は本「募集要項」と一体をなすものである。

なお、本「募集要項」と実施方針に相違がある場合には、本「募集要項」を優先するものとする。

目 次

	頁
事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設等の管理者等の名称	1
3 対象となる事業の概要	1
4 本事業の目的	1
5 施設の立地条件等	2
(1) 施設の立地条件	2
(2) 施設等の基本理念	2
(3) 施設内容	3
6 事業方式	3
7 事業期間	4
8 事業範囲	4
9 事業者の収入	4
10 予想される責任及びリスクの分類・負担	5
11 事業日程(予定)	5
事業の条件	7
1 市の施設整備費の支払	7
(1) 中学校・給食室・公会堂の施設等(保育所部分を除く。)	7
(2) 保育所施設部分	7
2 補助金並びに起債	7
3 市の維持管理費の支払	8
4 保険	8
5 契約保証金	8
6 市の上記費用の支払	8
7 法令等の遵守	8
市による事業の実施状況の監視	10
1 設計・施工	10
2 維持管理保守	10
事業者の募集及び選定の手順	11
1 募集及び選定方法	11
2 募集及び選定の手順	11
(1) 募集及び選定の日程(予定)	11
(2) 要求する性能及びサービス水準	11
(3) 応募者の資格等	12
(4) 提案審査及び事業者の選定に関する事項	13
(5) 応募にあたっての留意点	14
3 応募の手続	15
(1) 募集要項等の配布	16
(2) 募集要項等の説明会	16
(3) 質問及び回答	16
(4) 参加表明書及び資格審査申請書等の提出	16

(5) 資格審査の結果通知	1 7
(6) 提案書等の受付	1 7
(7) 提案審査結果の通知	1 8
(8) 応募の概況等の公表	1 8
契約に関する事項	1 9
1 契約の枠組み	1 9
2 基本協定書	1 9
3 特定事業契約並びに仮契約	1 9
別紙 1 市川市立第七中学校校舎建設等事業の概要	2 1
別紙 2 市川市立第七中学校校舎建設等事業の基本コンセプト	2 2
別紙 3 第七中学校のコンセプト	2 3
別紙 4 予想されるリスク並びに市と事業者の責任分担	2 4
別紙 5 事業提案審査基準	2 6
別紙 6 市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会設置要綱	2 7
別紙 7 市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会委員名簿	2 9
別紙 8 市川市立第七中学校校舎建設等事業検討委員会設置要領	3 0
別紙 9 市川市立第七中学校校舎建設等事業に関する説明会の実施について	3 2

I 事業概要

1 事業名称

「市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業」

2 公共施設等の管理者等の名称

市川市長 千葉光行

3 対象となる事業の概要

市は、市川市末広1丁目1番9の市川市立第七中学校(敷地面積:23,518㎡)の校舎のうちA棟並びに給食室を建替え、余裕容積を有効活用して公会堂、保育所、ケアハウス^注、デイサービスセンターを新設した複合施設を1棟の建物として整備する市川市立第七中学校校舎建設等事業を実施することとした。整備に際しては2つの事業部分に区切り、それぞれ P F I 手法を活用して施設整備及び維持管理並びに運営を行う事業とした(別紙1)。平成14年6月12日公表の実施方針に基づき、同年7月4日に P F I 法第6条の規定による「特定事業」としての選定・公表を行った。

このうち本事業は中学校の校舎及び給食室を建替え、余裕容積を活用して、公会堂と保育所を整備する事業である(以下「本事業」という。)

注:ここに示すケアハウスとは、全室個室化したグループケアユニットに分かれた構造を原則とし、介護保険法に基づく「特定施設入所者生活介護」の指定を受け、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供するものとする。

4 本事業の目的

市では、生徒の教育環境を良好に保つため、昭和38年建設の市川市立第七中学校A棟を、安全性の高い耐震性に優れた校舎に建替え、同時に調理環境向上を目的に給食室の建替えを行うことにした。

そして建替えによる余裕容積を活かしてその敷地に公会堂、保育所を本事業として整備し、併せてケアハウス、デイサービスセンターを整備して、地域コミュニティの拠点とすることにより、中学校の教育環境上の相乗効果を期待するものである。

公会堂は、行徳地区の市民からのニーズが高く、同地域に不足している集会施設として整備が望まれているものであり、ケアハウス、デイサービスセンターは、市川市老人福祉計画で行徳地区において重点的に整備が求められている施設である。さらに、行徳地区は市内でも待機児童が多い地域であることから、この解消のために保育所も併せて整備するものである。

本事業は、市立第七中学校において、新時代の教育に対応できる中学校づくりを基本

とし、各教室を有機的に結びつけ、多岐にわたる学習活動や学習形態に対応すること、生涯学習施設として地域に開放することを目指す。また、本事業に併せて整備されるケアハウス、デイサービスセンターは本事業とともに、少子高齢化、核家族化が進む地域にあって多世代が生活し交流する拠点として整備し、今は忘れかけられている「ふれあい・交流」を、新しい発想のもと、新しい組み合わせと運営の創意工夫により創造することを目指す。

これらの目的を達成するため、市川市立第七中学校校舎建設等事業を実施し、そのうち本事業は、中学校・給食室の建替えと公会堂・保育所の新設を対象とする。施設整備にあたっては、既存体育館の解体とテニスコートの移設・整備、屋外運動場の整備、駐車場の整備等を施設の一部として整備する。

5 施設の立地条件等

(1) 施設の立地条件

建設予定地：市川市末広1丁目1番9

敷地面積：23,518 m²（ケアハウス・デイサービスセンター施設を含む。）

地域地区等：用途地域 第一種住居地域

高さ制限 第2種高度地区

建ぺい率60%、容積率200%

日影規制4時間(5m)、2.5時間(10m)、H=4m

(2) 施設等の基本概念

市川市立第七中学校校舎建設等事業の施設は、中学校校舎A棟並びに給食室を建替え、校舎、給食室、公会堂、保育所並びにケアハウス、デイサービスセンターを1棟の建物として整備することにより、市川市立第七中学校校舎建設等事業の基本コンセプト(別紙2)を実現するものである。

本事業の対象施設は中学校校舎、給食室、公会堂、保育所である。

ア 中学校校舎

第七中学校のコンセプト(別紙3)を実現すること。

イ 給食室

ドライシステムを導入して、調理環境の向上を図る。

ウ 公会堂

集会及び関連催事が実施可能な施設とすること。

エ 保育所

幼児、生徒、高齢者と地域住民とのふれあい・交流の機会を施設の運営を通じて提供し、共育、共住、共生による、ふれあい・交流を実現すること。

注：なお、市川市ケアハウス整備等PFI事業はケアハウス並びにデイサービスセンターを整備

対象とするPFI事業であり、保育所同様に幼児、生徒、高齢者と地域住民とのふれあい・交流を実現する施設である。

(3) 施設内容

施設構成、規模に関し、市が各施設の整備並びに運営・維持管理に要望する事項は要求水準書で明示する。

6 事業方式

本事業の事業方式は、市川市立第七中学校校舎建設等事業の概要(別紙1)にあるとおり、BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行なった上で、市の要求水準を満たす義務教育施設、公会堂、保育所施設等の設計及び建設等を行う。竣工後は、市が建物を所有し、事業者が建物・設備等の維持管理業務(保育所の運営業務を除く。)を実施する。

事業者は、保育所施設の企画・設計等を行うに際して、保育所を運営する資格及び実績のある保育所運営事業者の助言を受けることを義務づける。

【市と事業者との役割分担】

PFI事業名	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等 並びに保育所整備PFI事業			
対象施設	中学校校舎	給食室	公会堂	保育所
設計・建設	事業者			
建設資金調達	事業者			
所有	市川市	市川市	市川市	市川市
事業者への 施設整備費支払	分割(一部一括を含む)			一括
運営	市川市	市川市	市川市	PFI事業 の対象外 (市は、保育所施設 を保育所運営事業者 に使用貸借する予 定)
市への賃借料支払	なし			
維持管理	事業者			
契約	特定事業契約 (施設整備契約/維持管理契約)			

7 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日を始期とし、施設・設備等の市への所有権移転並びに供用開始した年度の翌年度4月1日より15年を経過した日までの期間とする。事業期間終了後、引き続いて事業を継続しようとするときは、事業期間の満了の1年前までに、市と事業者との協議により継続できる。

8 事業範囲

ア 施設の設計、建設

P F I 事業全体に係わる企画・設計及びその関連業務
新たな施設の企画・設計・建設業務（什器備品の整備を含む。）
既存施設の設計・建設・改修業務（仮設を含む。）
解体・撤去等業務（但し、一部は市が平成14年度に行う。）
工事監理業務
周辺影響調査
電波障害対策
開発許可、建築確認等の手続業務及び関連業務
（但し、設置認可等、文部科学省に対する諸手続は市が行う。）

イ 施設等の所有権移転業務

事業者は、各施設の竣工後平成17年1月に、施設及び設備等の所有権を市に移転する。

ウ 施設の維持管理保守業務

建物保守管理（機能維持のための日常修繕を含む。）*1
設備保守管理（機能維持のための日常修繕を含む。但し、情報機器等に関する業務は市が行い本事業の対象外とする。）*1
外構施設等保守管理業務（植栽処理を含む。）
清掃業務
保安警備業務（機械警備とする。）
環境衛生管理業務

*1 「機能維持のための日常修繕」以外の修繕の取扱は特定事業契約で明確にする。

事業範囲の詳細は要求水準書に明示する。

9 事業者の収入

ア 市が支払う建物、設備及び什器備品等の代金

事業者が実施するP F I 事業に要する費用のうち施設等の設計・建設等にかかる初期投資に相当する費用については、事業期間中あらかじめ定める額を市

が支払い、事業者の収入となる。

イ 市が支払う維持管理保守の代金

施設、設備等の維持管理及び保守にかかる代金は、事業者の収入となる。

10 予想される責任及びリスクの分類・負担

ア 基本的考え方

PFI事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。本施設の設計・建設・維持管理の責任は原則として事業者が負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、市が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として、予想されるリスク並びに市と事業者の責任分担（別紙4）の表による。その負担等については、特定事業契約において明文化する。

なお、現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行った上で特定事業契約において明文化する。

11 事業日程（予定）

平成14年7月	特定事業の選定・公表、募集要項の公表
平成14年9月末	提案書等の受付
平成14年10月中～下旬	審査結果通知・公表、優先交渉権者の決定・公表
平成14年11月	基本協定の締結
平成15年2月	仮特定事業契約の締結
平成15年2月	契約議案の議会への提出・承認
平成15年3月	特定事業契約締結
平成15年3月から 平成16年12月まで	施設の設計及び建設 (中学校校舎及び給食室の部分については平成16年9月より授業が可能となるよう工事を完了し、仮使用の手続きを終了させること。)
平成16年9月	中学校・給食室の供用開始
平成17年1月	施設の所有権移転
平成17年1月	公会堂の供用開始
平成17年4月	保育所の供用開始
平成16年9月から 平成32年3月まで	施設の維持管理保守

なお、屋外運動場については、平成16年12月末までに完工して市に引渡し、

引渡し以後、事業期間終了まで維持管理を行う。

II 事業の条件

1 市の施設整備費の支払

(1) 中学校・給食室・公会堂の施設等（保育所部分を除く。）

保育所部分を除いた、中学校・給食室・公会堂の施設等の設計・建設並びに什器備品等にかかる初期投資に相当する費用を事業期間中、分割で支払う。支払総額は初期投資に相当する部分の費用（元本部分）と金利部分（基準金利 + 提案スプレッド）の合計とする。分割支払期間は平成17年4月1日より15年間、年4回、合計60回分割払とする。

市は国庫補助金並びに起債等が得られる場合には、その時点で元本部分の一部を一括して支払うこととし、以降の分割支払額の見直しを行う。

金利変動に伴い支払額（基準金利）の見直しを5年毎に行うこととする。基準金利は、共同通信社が発表する東京時間午前10時現在の「6ヵ月LIBORベース5年物（円 - 円）金利スワップレート」とする。特定事業契約における基準金利は、特定事業契約の仮契約を締結した翌日の値とする。

割賦期間：15年

見直し期間：5年毎

支払方法は、元利均等払とし、計算方法は次のとおりとする。各年の支払額は各欄の5分の1とする。

1～5年目	【（元金の3分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 + 【（元金の3分の2の金額）に対する金利】
6～10年目	【（元金の3分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 + 【（元金の3分の1の金額）に対する金利】
11～15年目	【（元金の3分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】

市の施設整備費支払のうち基準金利見直し期間については、特定事業契約において定める。

提案価格算定にあたって、基準金利は平成14年7月5日の値を基準とする。

(2) 保育所施設部分

施設等の設計・建設並びに什器備品等にかかる初期投資に相当する費用のうち、保育所施設に該当する費用は、市への譲渡・所有権移転後、平成16年度中に事業者へ一括して支払うものとする。

2 補助金並びに起債

市は、施設整備にあたりPFI基本方針の四の1（1）項にある「財政上の支援につ

いては、本来公共施設等の管理者等が受けることができる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。」を遵守し、民間の資金及び各種ノウハウ活用とともに、国等の支援措置を活用することとした。

提案価格算定の際に前提とする国庫補助金並びに起債の予定金額及びスケジュールは要求水準書に明示する。

3 市の維持管理費の支払

市は、事業者より譲渡並びに所有権移転された中学校、給食室、公会堂等の施設並びに本事業において維持管理対象とする外構施設の維持管理に要する費用（保育所施設部分の維持管理費は保育所運営事業者負担とする。）を事業者に支払う。維持管理期間は各施設の供用開始日を始期とし、供用開始年度の翌年度4月1日より15年間とする。維持管理費の事業者への支払は毎年度四半期（4回）後払とする。

なお、中学校・給食室並びに公会堂等の平成16年度分の維持管理費用の支払は平成17年度の第1四半期支払分と合算して支払うものとする。

4 保険

事業者は次の保険に加入することとする。なお、市は、市所有部分に対する火災保険を付保する。

ア 建設工事保険

事業者は、本施設の建設期間中、建設工事保険に加入する。付保額は再調達価格に相当する額とする。

イ 第三者賠償責任保険

事業者は、本事業の事業期間において、第三者賠償責任保険に加入するものとする。保険内容は応募者が提案するものとする。

ウ その他の保険

応募者は、その他必要と考えられる保険を提案することができる。

5 契約保証金

市は、事業者に対し、本事業に係わる契約保証金を免除する。

6 市の上記費用の支払い

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づき設定した債務負担行為により、上記費用を支払う。

7 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関連する法令等を遵守すること。

- (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)
- (イ) 学校給食法(昭和29年法律第160号)
- (ウ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- (エ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- (オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (カ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (キ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (ク) 道路法(昭和27年法律第180号)
- (ケ) 消防法(昭和23年法律第186号)
- (コ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)
- (サ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (ス) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (セ) 振動規制法(昭和61年法律第64号)
- (ソ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (タ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- (ツ) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)
- (テ) 千葉県建築基準法施行条例
- (ト) 千葉県福祉のまちづくり条例
- (ナ) 市川市環境基本条例
- (ニ) 市川市環境保全条例
- (ヌ) 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- (ネ) 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手續及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例
- (ノ) 市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- (ハ) 市川市火災予防条例
- (ヒ) 市川市地階の建築のに関する指導要綱
- (フ) 市川市ワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築に関する指導要綱
- (ヘ) その他関係法令及び条例等

III 市による事業の実施状況の監視

市は、設計・施工及び維持管理の実施状況を確認・監視することができる。

また、市は、事業者が特定事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、要求水準書並びに条件規定書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

1 設計・施工

ア 基本設計時

事業者は、適時状況の確認を受けるとともに、提出した工程表に基づき基本設計完了時に指定された図書を市に提出し、市はこれらの内容の確認を行う。

イ 実施設計時

事業者は、市から適時状況の確認を受けるとともに、提出した工程表に基づき実施設計完了時に指定された図書を市に提出し、市はこれらの内容の確認を行う。

ウ 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、市から適時工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

エ 完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

2 維持管理保守

市は、事業者が提供するサービスの内容の確認及び事業者の財務状況を把握するため、事業者に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めることができるものとする。

IV 事業者の募集及び選定の手順

1 募集及び選定方法

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市川市が要求する性能要件を満足することが見込める提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定の日程(予定)

平成14年7月 4日(木)	特定事業の選定・公表
平成14年7月 4日(木)~7月10日(水)	募集要項の配布
平成14年7月 8日(月)	説明会並びに現場説明会
平成14年7月 9日(火)~7月15日(月)	募集要項に関する質問受付
平成14年7月22日(月)	質問回答書配付
平成14年7月29日(月)~8月 2日(金)	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
平成14年8月 5日(月)	参加表明企業名の公表
平成14年8月 7日(水)	資格審査結果の通知
平成14年8月 9日(金)	提案要請書の送付
平成14年9月30日(月)	提案書等の受付
平成14年10月 2日(水)	提案書提出企業名の公表
平成14年10月 8日(火)~10月11日(金)	提案書に関するヒアリング、審査
平成14年10月中旬~下旬	審査結果通知、結果の公表 優先交渉権者の決定及び公表

(2) 要求する性能及びサービス水準

市は、本事業に対する提案を求めるにあたり、市が要求する水準・仕様については本募集要項並びに要求水準書等で提示する。市からの要求事項は、PFI事業の趣旨に鑑み本事業の目標を達成するために必要な最低限度に留めるものとする。

市は、民間事業者より、募集要項、及び募集要項と併せて配布する要求水準書、並びに特定事業契約の条件を規定した条件規定書等に基づく諸条件に沿った、民間事業者が有するノウハウ、資金、経営能力等を十分に活用した本施設の設計、施工、資金調達並びに維持管理、運営に関する提案を求める。

(3) 応募者の資格等

ア 応募者の構成等

プロポーザルに参加する民間事業者（以下「応募者」という。）の構成等は次のとおりとする。

- (ア) 市は市川市立第七中学校校舎建設等事業を、本事業と市川市ケアハウス整備等 P F I 事業の 2 つに区切り、複数の公共施設等を合築で効率的に施設整備することとした。応募者は 2 つの P F I 事業の応募者グループで構成するコンソーシアムを組成して応募する。応募者は同一コンソーシアム内の構成員となることはできるが、他のコンソーシアムの構成員になることはできない。
- (イ) 中学校校舎・給食室・公会堂・保育所の施設整備・譲渡・維持管理事業（保育所の運營業務を除く。）を実施する本事業の応募者は、建物等を設計する者及び建物等を建設する者を含む、単独企業もしくは複数の企業等により構成されるグループとし、代表者を定める。本事業の応募者は、特定事業契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社（事業者）を設立し、代表者は必ず特別目的会社への出資を行う。
- (ウ) 保育所整備の提案等にあたり、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県 の 1 都 3 県内に本部のある社会福祉法人で参加資格確認基準日において認可保育所を運営しているものを参加させ、保育所運營業業者のノウハウ等を活かしたものとすること。
- (エ) 設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (オ) 建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (カ) グループには必ず建設企業を含め、事業者は、建設を当該建設企業に委託することとする。
- (キ) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- (ク) 事業の独立性を確保するため、事業部門の区分経理を実施するなど、本事業の独立性を確保できる体制をグループ構成員は措置すること。

イ 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員になれない。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (イ) 参加資格確認基準日において市の指名停止措置を受けている者。
- (ウ) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、市川市税を滞納している者。
- (エ) 下記の各法律の各規定による各申立てがなされている者。

商法第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
 会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て
 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

(オ) 本事業にかかるアドバイザー業務に関与した者及びこの者と親会社・子会社の関係にある者。なお、本事業にかかるアドバイザーは次のとおりである。

- ・ 日本経営システム株式会社
- ・ 東京青山・青木法律事務所
- ・ 株式会社石本建築事務所（全施設総合）
- ・ 株式会社佐藤総合計画（公会堂部分）

(カ) 本事業の民間事業者選定審査会委員

ウ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、平成14年7月4日とする。

但し、優先交渉権者（またはこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）については、特定事業契約締結前までに上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 提案審査及び事業者の選定に関する事項

ア 優先交渉権者選定の手順

事業者は右審査手順に基づいて選定する。

(ア) 資格審査

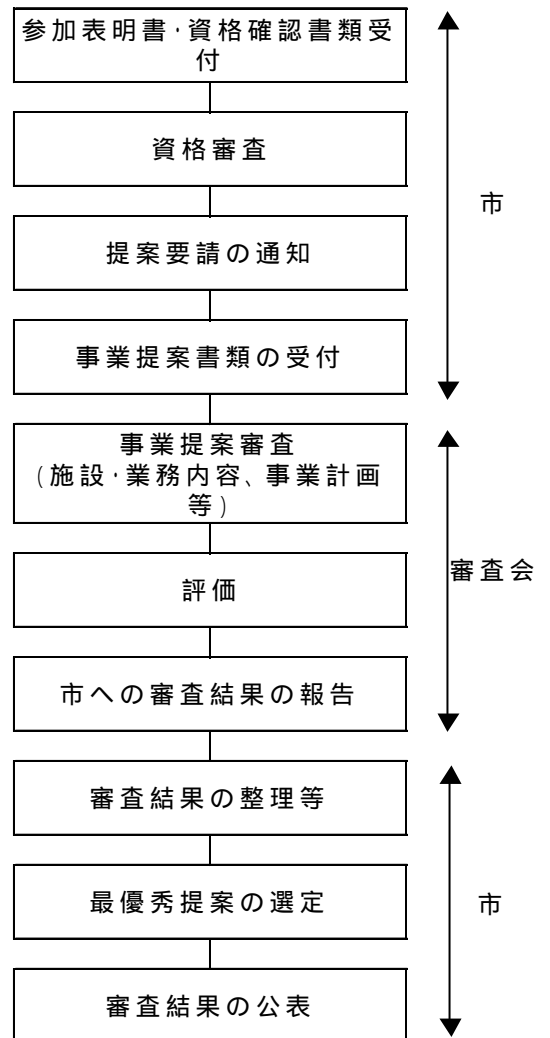
事業提案をしようとする者は参加表明書並びに資格確認書類を市に提出し、市は、募集要項に定める応募者の資格及び制限の要件を満たしていることを確認する。

資格確認結果は市より事業者に通知する。併せて、資格が確認された場合は、提案要請書を送付する。

市は、事業提案書類を受付後、コンソーシアム単位に提案価格を合計し、PSCを下回っていることを確認する。提案価格合計がPSCを上回るコンソーシアムの事業提案書は失格とする。

(イ) 事業提案審査

事業提案審査は後述の審査会が行なう。施設内容・業務提案並びに事業計画提案に関する審査を事業提案審査基準（別紙5）に照らして審査し、審査会はその結果を市に報告する。



(ウ) 審査結果の整理等

市川市立第七中学校校舎建設等事業を構成する2つのPFI事業の各々の審査結果を、市はコンソーシアム毎に整理し、総合評価を行った上で最優秀提案を行ったコンソーシアムを優先交渉権者として選定する。

イ 審査会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等の外部委員により構成される市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会(以下「審査会」という。)において行う。審査会の設置要綱は別紙6、審査会委員名簿は別紙7のとおり。

ウ 審査会による審査内容

事業提案に係る審査を別紙5の事業提案審査基準で行なう。審査会は、応募者の提案を事業提案審査基準の一つひとつの項目で評価し、応募者の定性評価点を集計し、市に報告する。審査会は価格要素以外の定性評価を中心に審査する。

エ 市による審査結果の整理等

市は、次の手順により総合評価を実施する。

(ア) 市川市立第七中学校校舎建設等事業を構成する2つのPFI事業提案に対する審査会による審査結果を、市の内部で組織する市川市立第七中学校校舎建設等事業検討委員会(以下「委員会」という。)がコンソーシアム毎に集計・整理し、各コンソーシアムの定性評価総合点を算出する。委員会の設置要領は別紙8のとおり。

(イ) 委員会は、定性評価点が上位から3位までを選抜する。選抜されたコンソーシアムの定性評価点を本事業の提案価格(現在価値)で除したコストパフォーマンス得点を算出し、これを最終評価点とする。最終評価点の最上位を最優秀、2位を次点とする。

オ 事業者の選定

市による総合評価で最優秀提案として選定された提案書を提出した応募者コンソーシアムを優先交渉権者とし、市は優先交渉権者と協議を行う。協議が整った場合は、市はその者と特定事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行う。

カ 審査結果の公表

審査結果は、これを公表する。

キ 特定事業選定の取消し

応募者がいない場合、審査結果により全ての提案が市の目的を達成できないと判断した場合は優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定を行わず、特定事業の選定を取り消すことがある

(5) 応募にあたっての留意点

ア 募集要項の承諾

応募者は、事業提案書類の提出をもって、本「募集要項」及び「募集要項」の添付書類並びに「提案募集にあたっての条件」の記載内容を承諾したとみなす。

イ 費用の負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 提供した資料の取り扱い

市が提供した資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させまたは内容を提示することはできないものとする。

エ 提出書類の変更の禁止

市に、提出された書類の提出期限以降における差し替え並びに再提出は認めない。但し疑義等があり市が補正を求めた場合はこの限りでない。

オ 応募の無効に関する条項

(ア) 提出書類に虚偽を記載した場合

なお、虚偽を記載した者について、市は所用の措置を講じることができる。

(イ) 手形・小切手の不渡りにより参加表明書提出時から事業契約締結までに銀行取引停止となっているグループ構成員を含む応募者が行った提案

(ウ) 参加表明書に記載された応募者グループの代表者以外の者が行った提案

(エ) 記名押印のない提案書類による提案、または提案事項を明示しない提案、提案事項を記載していない提案

(オ) 同一事項に対し、2通以上の書類が提出された提案

(カ) 審査会の委員に個別に働きかけるなど審査の公正に影響を与えるおそれのある行為を行った応募者の提案

(キ) その他募集に関する条件に違反するなど市の指示事項に従わない提案

カ 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却をしない。

提出された書類は、本事業に係わる提案審査の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

キ 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用することができるものとする。

ク 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

ケ その他

この「募集要項」に定める事項のほか、応募に際し必要な事項が生じた場合には、応募者に通知をする。

3 応募の手続

(1) 募集要項等の配布

期間	平成 14 年 7 月 4 日(木)から 10 日(水)まで (土曜、日曜を除く)
時間	午前 9 時から午後 5 時まで
場所	市川市企画部企画政策課
配布物	提案募集にあたっての条件、募集要項、要求水準書、 要求水準書様式集、要求水準書参考資料集、条件規定書

(2) 募集要項等の説明会

日時、場所等は別紙 9 のとおり。

(3) 質問及び回答

提案募集にあたっての条件、本募集要項、要求水準書、要求水準書様式集、要求水準書参考資料集、条件規定書に関する質問及び回答は次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問の内容を、グループ代表者がとりまとめて整理した上で、質問書(様式集「意見・質問、説明会参加」)に記入の上、電子メールの添付ファイル、郵送または持参により提出すること(ファイル形式は Microsoft Word を使用することとし、郵送又は持参による場合は、質問書の内容を記録したフロッピーディスクを併せて提出すること)。

イ 質問の受付

期間	平成 14 年 7 月 9 日(火)から 15 日(月)まで (土曜、日曜を除く)
時間	午前 9 時から午後 5 時まで
受付先	郵便番号 272-8501 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市企画部企画政策課 P F I 担当 メールアドレス kikaku@city.ichikawa.chiba.jp

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、次の日時並びに場所において回答書を配布することにより行う。回答書は市のホームページでも公開する。

日時	平成 14 年 7 月 22 日(月) 午前 9 時から午後 5 時まで
場所	市川市企画部企画政策課

(4) 参加表明書並びに資格審査申請書等の提出

本事業への応募を希望する民間事業者は、 の 2 (3) 項に規定する応募資格を有することを確認するため、様式集の 項に規定する参加表明・資格確認申請の各種資料(以下「資格審査申請書等」という。)を市に提出し、市は応募資格の有無について確認をする。

受付期間	平成 14 年 7 月 29 日(月)から 8 月 2 日(金)まで
時間	午前 9 時から午後 5 時まで
提出場所	市川市企画部企画政策課
提出書類	様式集の 項に規定する資格審査申請書等
提出部数	正 1 部、副 2 部
提出方法	持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は期間内必着とする。なお、ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。

(5) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成 14 年 8 月 7 日(水)までに応募者の代表者に書面で通知する。

資格審査において応募基準を満たす旨の確認を受けた応募者には、提案要請書を送付する。資格審査において応募資格を満たす旨の確認を受けた後であっても、優先交渉権者あるいは次点交渉権者決定までの間に、応募者を構成する構成員が、 の 2 (3) 項に規定する応募資格を欠くことになった場合は、応募者は提案書等を提出することができないものとする。但し、応募者との協議の結果、市が構成員の変更をやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

応募者が、優先交渉権者あるいは次点交渉権者として選定された場合も、特定事業契約の締結に至るまでの間に、応募者を構成する構成員が の 2 (3) 項に規定する応募資格を欠くことになった場合は、応募者は、優先交渉権者あるいは次点交渉権者の地位を失うものとする。

(6) 提案書等の受付

応募者は、様式集の 項に規定する提案書類を、次のとおり提出すること。

受付日時	平成 14 年 9 月 30 日(月) 午前 9 時から午後 5 時まで
提出場所	市川市企画部企画政策課
提出書類	様式集の 項に規定する提案書類
提出部数	正 1 部、副 10 部、及び提案書類を記録した C D - R 1 枚
提出方法	持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は期間内必着と

する。なお、ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。

提出書類のうち様式名の末尾に（Excel 様式）と記載されている様式は、各様式の記載内容をそれぞれ別のフロッピーディスクに記録して提出すること。

作成要領

提出書類においては、応募者が特定

できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないこと。

（ 7 ） 提案審査の結果の通知

提案審査の結果は、平成 14 年 10 月下旬までに応募者の代表者に書面で通知する。

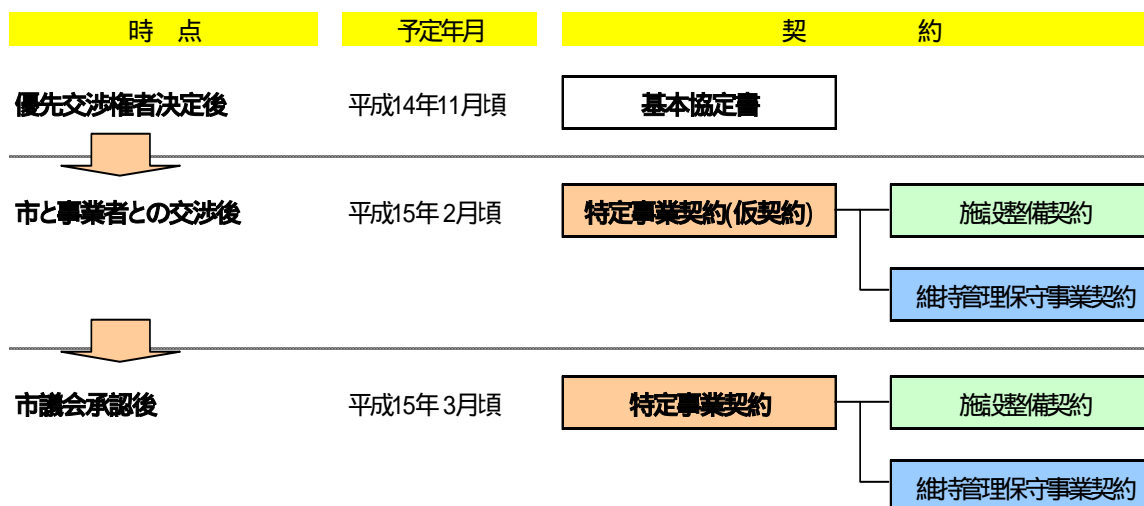
（ 8 ） 応募の概況等の公表

応募の概況、審査結果の概要、優先交渉権者及び次点交渉権者、これらに係わる提案内容の概要等については、適宜公表するものとする。

V 契約に関する事項

1 契約の枠組み

本事業の、市と事業者とが締結する契約等の枠組みは次のとおりである。



2 基本協定書

市と優先交渉権者を当事者とし、主な内容は次にあるとおり、優先交渉権者としての決定を確認し、特定事業契約までの手続を明らかにする。

優先交渉権者は、市との仮契約締結までに、本事業の実施主体である事業者（特別目的会社）を設立する

優先交渉権者は、市が事前に了承した場合その他正当な理由がある場合を除き、一定期間、事業者の株式を保有する旨を約す。

市は、特定事業契約に先立ち、地方自治法第214条に基づく債務負担行為の設定について議決を得るとともに、特定事業契約締結に関し、議会の十分な理解を得るものとする。

特定事業契約の契約当事者は、優先交渉権者が設立する事業者と市とする。

3 特定事業契約並びに仮契約

市と事業者を当事者とし、次にあるとおり、施設整備契約と維持管理保守事業契約で構成される。詳細は、条件規定書で明示する。

ア 施設整備契約

事業者が行なう、施設、設備等の企画・設計、建設等の施設整備に係わる事項を定める。本契約書には、事業者から市への施設・設備の引渡方法、並びに市の施設整備費用の支払方法を併せて定める。

イ 維持管理保守事業契約

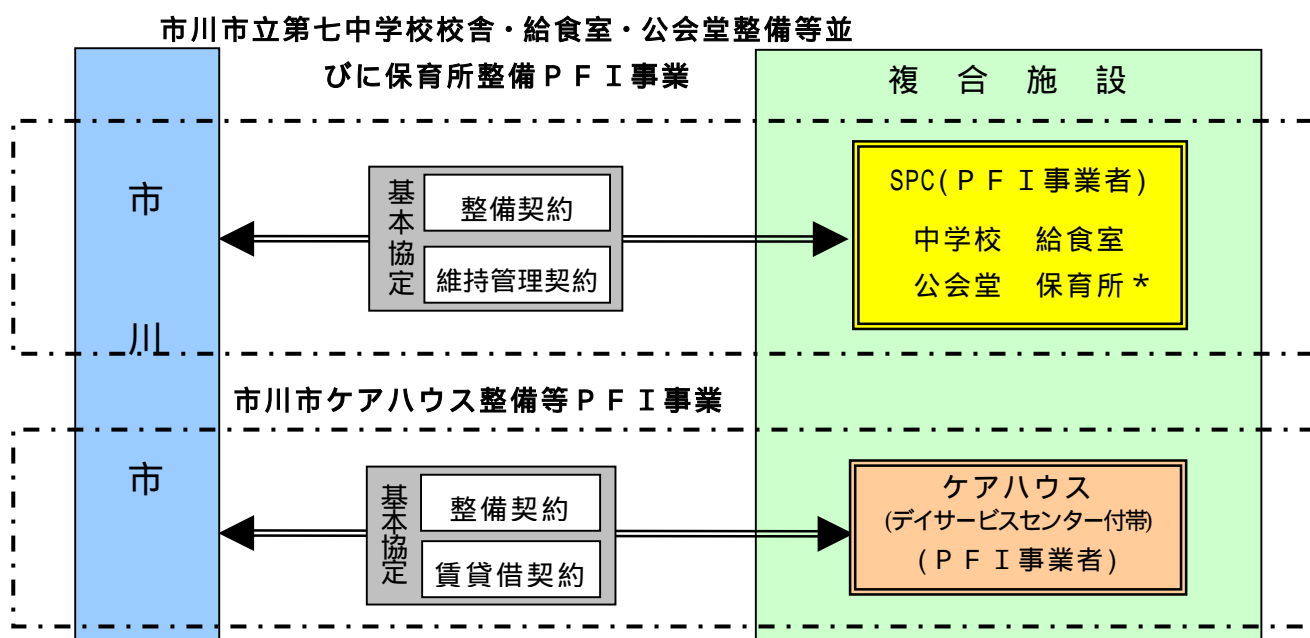
市が事業者に委託する、本施設の建物、設備等の維持管理保守業務に係わる事項を定める。

特定事業契約は、事業者の設立後、基本協定書に規定される条件が満たされた後、市と事業者は、仮契約として締結する。正式の特定事業契約は、市の議会の承認を待って締結する。正式の特定事業契約の締結は平成 15 年 3 月を予定している。

特定事業契約は、契約締結日の翌日から発効し、施設等の所有権移転並びに供用開始日の属する年度の翌年度 4 月 1 日より 15 年を経過した日までとする。

事業者は、市の承諾がある場合を除き、特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

【市川市立第七中学校校舎建設等事業のスキーム図】



* 保育所の運営事業は P F I 事業の対象外

< 市川市立第七中学校校舎建設等事業の基本コンセプト >

➤ 事業目的

第七中学校の A 棟建替を機に、人口密集地における公共用地の有効活用という観点も織り込み、市民の要望と市の政策目標に合致した新たな施設の実現を目指す。

具体的な施設整備、運営に当たっては民間の技術、経営ノウハウ、資金を活用し、公民のパートナーシップのもと、公共サービスの充実を図っていく。

➤ 基本コンセプト

少子高齢化・核家族化の流れの中で、多世代が活動し交流できる拠点を整備し、忘れかけられている「ふれあい・交流」を施設の組み合わせと運営の創意工夫によって創造する。

校舎建替と合わせ、余裕容積を有効活用して、公会堂、ケアハウス、デイサービスセンター及び保育所などの施設を整備する。また、施設配置の工夫により、ふれあい・交流空間を設ける。

地域の多世代に亘るふれあい・交流事業を推進します。中学生と高齢者、幼児がともに活動する場の特性を活かし、運営面の創意工夫を通じて地域住民も参加する多様な交流の機会づくりに努める。

このため、中学校における交流プログラムの作成に加え、民間事業者や地域住民からも積極的な交流アイデアを募集する。

- ・一人ひとりの存在を感じ、認識する場
- ・多世代が互いに見る、話す、会食する、参加する、感動する場

第七中学校のコンセプト

1. 街の顔になるような特色づくり

- (1)街の中に建つ学校として、周辺環境にふさわしい学校環境づくりを行い、街との共存を心掛ける。
- (2)街の景観に調和しながら、個性のある表情づくりを行う。
- (3)周辺環境、さらに地球環境と調和を念頭に自然エネルギー資源活用の検討を行い、省エネルギー化を考慮した建物づくりをする。
- (4)生涯学習の起点とするため、学習情報センターは学校のシンボルとして位置づける。
- (5)未来を見据えた地域の学習センターとなる学校づくりをする。

2. 「ゆとり」ある学習環境づくり

- (1)「教える学校」から「学ぶ学校」へと意識が変化している。さらに、学ぶ場という機能以外に、遊ぶ・憩う・集う等の日常空間としての場である“生徒ラウンジ”“談話コーナー”等のゆとりの空間づくりを心がける。
- (2)学習内容、カリキュラム構成の変化に柔軟に対応できる空間作りを行い、将来のリニューアルを考慮した構造計画を行う。
- (3)学校施設の持つ「画一性」を見直し、多岐にわたる学習活動のニーズに対応する柔軟性を考慮した施設づくりを行う。
- (4)快適な学習・教育環境になるように、十分な採光・通風・防音安全性等に配慮した学校施設づくりが必要である。
- (5)将来のクラス数の増減にも柔軟に対応できるような設備配置、構造計画を行う。

3. 地域に開かれた施設づくり

- (1)学校はこれから生涯学習施設として、地域のコミュニティ活動をバックアップするために、開放しやすい施設づくりが必要である。
- (2)敷地周辺環境に適合した配置計画、動線計画を行う。また、周辺環境に調和しながら敷地内の緑化について、効果的な植栽計画、個性的な環境づくりをする。
- (3)地域社会の防災拠点としての機能を考慮し、不燃化された建物としての安全性を重視した施設づくりを行う。
- (4)身体障害者にとっても使いやすいユニバーサルデザインの施設づくりを行う。

別紙 4 予想されるリスク並びに市と事業者の責任分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の誤りによるもの		
	法令の変更	本事業に直接影響を及ぼす法令等の変更		
		その他		
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		
	利用者からの賠償責任請求	施工中に発見できなかった瑕疵による事業者の責めに帰すべき事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		
	住民問題	施設の設置に関する住民反対運動、訴訟		
		調査・工事に関わる住民からのクレーム、反対運動、訴訟		
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		
	構成員のリスク	構成員の能力不足等による計画変更、遅延に伴うコストの増大		
	金利	金利変動		
	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの		
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		
	不可抗力	天災・暴動等による維持管理の変更・中止・延期		
事業の中止・延期	市の指示、議会の不承認、中学校、保育所認可遅延によるもの			
	施設建設に必要な許可などの遅延によるもの			
	事業者の事業放棄、破綻によるもの			
計画・設計段階	物価	急激なインフレ・デフレ		
	測量・調査の誤り	市が実施した測量・調査部分（想定部分を除く。）		
		事業者が実施した測量・調査部分		
	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		設計期間中の法制度の変更に係わるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	環境アセス・公聴会等による計画変更	施設設置そのものに関すること 事業者の提案内容に関すること		
	設計監理	設計監理のミスによるもの		
応募コスト	落選時の応募コストの負担			
資金調達	必要な資金の確保に関すること			
建設段階	物価	急激なインフレ・デフレ		
	用地の確保	建設予定地の確保に関すること（建設期間中は無償貸与）		
		建設に要する資材置き場の確保に関すること		
	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延	市に起因する事由によるもの		
		法制度の変更によるもの 事業者に起因する事由によるもの		
	工事費増大	市の指示による工事費の増大		
事業者に起因する工事費の増大				
未完工	市に起因する事由によるもの			
	事業者の責によるもの			
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）			
一般的損害	引き渡し前に工事的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			

（次頁に続く）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
維持管理関連	物価	維持管理費用の市場価格の変動		
	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		
	施設損傷	事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷		
		上記以外の要因による事故・火災による施設の損傷		
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。） 仕様不適合による施設・設備への損害、学校等各施設運営への障害		

負担者： 主分担 副分担

同一項目欄に が複数ついているものは、特定事業契約において定めるものとする。

別紙5 事業提案審査基準

基本尺度	評価項目	配点		
		基礎点	加点点	合計
事業コンセプトへの合致・実現性		12	18	30
	事業コンセプト及び市の施設整備方針の理解と反映	4	6	10
	事業全体の構想力とその実現性	4	6	10
	事業者提案の有無とそのアイデアの新規性、有効性	4	6	10
事業計画		14	14	28
	事業の実施体制及び構成員	4	4	8
	資金調達・返済計画の妥当性	4	4	8
	提案価格及び利用者負担額の妥当性	2	2	4
	事業の安定性を高める工夫	4	4	8
施設整備内容		38	36	74
総合	新設建物と既存校舎との一体性（意匠・機能配置・動線等）	6	6	12
	中学校供用開始時期の遵守と工期短縮への工夫	4	4	8
	環境負荷低減への配慮	2	2	4
	児童・生徒・高齢者及び地域・近隣住民への配慮	4	4	8
	国庫補助金申請・受給に向けた事務処理対応（会計検査対応）	2	2	4
中学校	中学校コンセプトの実現性	8	8	16
給食室	民間調理委託事業者が効率的に作業可能な面積とレイアウト及び設備内容	4	2	6
公会堂（ホール）	地域住民による集会及び催事利用を前提とした施設内容・配置（可能な限りの収容人数）	6	6	12
保育所	60人定員基準保育所としての千葉県基準を満たす要件具備	2	2	4
維持管理保守内容		16	12	28
総合	維持管理保守の内容と確実な体制	4	4	8
	維持管理コスト削減に向けた工夫	2	2	4
	新設・既存建物の双方の防災・防火・警備等の管理方法・体制に対する提案	2	2	4
中学校	中学校に相応しい維持管理保守内容・方法	1	1	2
給食室	給食室に相応しい維持管理保守内容・方法	2	0	2
公会堂（ホール）	不定期利用・稼働に対応した維持管理内容・方法	4	2	6
保育所	保育所に相応しい維持管理保守内容・方法	1	1	2
合計		80	80	160

別紙 6 市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 市川市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき市川市立第七中学校校舎建設等事業（「市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業」及び「市川市ケアハウス整備等PFI事業」を実施する事業をいう。（以下「本事業」という。))を実施するに当たり、本事業を実施しようとする民間事業者の提案を適正に審査するため、市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審査会は、PFI事業者の選定に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 本事業に係る実施方針の検討、特定事業の選定、募集要項の検討及び市長への報告等を行うこと。
- (2) 本事業を実施しようとする民間事業者の事業提案書類の審査等を行い、その結果を市長に報告すること。

(組織)

第3条 審査会は、学識経験のある者5人の委員をもって組織する。委員に欠員が生じた場合、市長は新たに補欠の委員を委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成14年4月19日から平成15年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に任務を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に係る民間事業者の提案に参加してはならない。
- 3 委員は、任務の遂行上知り得た情報を公開してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は非公開とする。
- 5 審査会における審査の経過及び結果は、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第8条の規定により、市長が事業者を選定した後に公表する。但し、審査会が必要と認めた場合には自ら時期・公表事項を決定し、公表することを妨げない。
- 6 審査会は、事業者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、審査会の議事録を整備するものとする。

(事務)

第8条 審査会の事務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審

査会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

別紙 7 市川市立第七中学校校舎建設等事業に係る民間事業者選定審査会委員名簿

H14.4.15 現在

区 分	氏 名	現 職 等
会長	鹿嶋 研之助	千葉商科大学商経学部助教授
副会長	川岸 梅和	日本大学生産工学部建築工学科教授
	榎本 守	特定非営利活動法人 日本 P F I 協会事務局長
	佐藤 順一	聖徳大学人文学部児童学科教授
	三友 敬太	社会福祉法人 福利厚生センター事務局長

任期 平成 1 4 年 4 月 1 9 日から平成 1 5 年 3 月 3 1 日まで

別紙 8 市川市立第七中学校校舎建設等事業検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市に、市川市立第七中学校校舎建設等事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、PFI事業方式の導入により校舎等の複合施設を効率的かつ効果的に建設するため、市川市立第七中学校校舎建設等事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討等をする。

- (1) 事業の方針に関する事項
- (2) 実施方針に関する事項
- (3) 特定事業の評価及び選定に関する事項
- (4) 民間事業者の評価及び選定に関する事項並びに市長への報告
- (5) 協定等の締結に関する事項
- (6) その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は浅野助役を、副委員長は尾藤助役をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(作業部会)

第6条 委員会に、専門的事項を調査研究させるため、補助組織として作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 作業部会は、調査研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画部企画政策課及び教育総務部教育施設課において処理する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

別表第 1

- (1) 助役
- (2) 保健福祉局長
- (3) 建設局長
- (4) 教育次長
- (5) 総務部長
- (6) 企画部長
- (7) 財政部長
- (8) 福祉部長
- (9) こども部長
- (10) 行徳支所長
- (11) 教育総務部長
- (12) 学校教育部長
- (13) 消防局長

別表第 2

- (1) 保健福祉政策室長
- (2) 都市政策室長
- (3) 法務課長
- (4) 財政課長
- (5) 管財課長
- (6) 契約課長
- (7) 高齢者支援課長
- (8) 保育課長
- (9) 営繕課長
- (10) 行徳支所庶務課長
- (11) 企画調整課長
- (12) 防災課長

市川市立第七中学校校舎建設等事業に関する説明会の実施について

市川市立第七中学校校舎建設等事業(「市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業」及び「市川市ケアハウス整備等 P F I 事業」)に関する説明会を次のとおり実施します。

記

- 1 開催日時 平成 14 年 7 月 8 日 (月) 午後 1 時 ~ 3 時 3 0 分 (予定)
- 2 開催場所 市川市立第七中学校 2 階 会議室
(営団地下鉄東西線行徳駅下車徒歩 7 分 市川市行徳支所隣)
- 3 説明内容 (1) 事業に関する説明 (午後 1 時から 2 時)
ア 事業の概要
イ 募集提案の留意点
(2) 現場説明 (午後 2 時 1 5 分から午後 3 時 3 0 分)
集合場所 : 市立第七中学校正門前 (バイパス側)
ア 設計・建設の留意点
イ 予定箇所の案内等
- 4 参加人員 1 企業につき 2 ~ 3 名程度
- 5 留意事項 (1) 説明内容に対する質疑は、要求水準書の内容に対する質疑として扱いますので、要求水準書に定める手続きにより別途書面等で提出してください。
(2) 会場設営の関係から、参加希望の企業は、7 月 8 日 (月) 午前 9 時までに市川市企画部企画政策課にメールでお知らせください。
届出事項 ; 企業名、人数、連絡先 (連絡先名、担当者名、電話番号、メールアドレス)
e-mail ; kikaku@city.ichikawa.chiba.jp
(3) 参加者は受付後、市職員の指示に従ってください。
(4) 当日は、車での来場はお断りします。
(5) 開催日時等を変更する場合は、市のホームページ等に掲載します。